

平成23年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	未熟児養育費負担金	担当部局庁	雇用均等・児童家庭局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	昭和33年度	担当課室	母子保健課	泉 陽子			
会計区分	一般会計	施策名	Ⅲ-1-1 妊産婦、乳児及び幼児の保健指導及び健康診査等母子保健衛生対策の充実を図る				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	母子保健法第20条、第21条の3	関係する計画、通知等	○未熟児養育事業の実施について(厚生省児童家庭局長通知 昭和62年7月31日付け児発第668号) ○母子保健衛生費等の国庫負担(補助)について(厚生労働事務次官通知平成20年6月4日付け厚生労働省発雇児第0604003号) ○子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	養育の困難な未熟児に対し、必要な医療の給付に要する経費を補助することにより、乳児の健康の保持増進を図ることを目的とする。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	○対象者 身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものであり、医師が入院養育を必要と認めたもの ○給付内容：未熟児の養育医療にかかる自己負担の一部を補助 ○実施主体：都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区 ○補助率：1/2						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求	
	予算の状況	当初予算	3,417	3,447	3,317	3,313	3,389
		補正予算					
		繰越し等					
		計	3,417	3,447	3,317	3,313	3,389
	執行額	2,860	2,874	3,178			
執行率(%)	83.7%	83.4%	95.8%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	20年度	21年度	22年度	目標値(23年度)
	養育の困難な未熟児に対し、必要な医療の給付に要する経費を補助する事業であり、一定の件数、人数等を、定量的な成果目標として示すことはできない。	成果実績	%	-	-	-	-
		達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込
	養育の困難な未熟児に対し、必要な医療の給付に要する経費を補助する事業であり、一定の件数、人数等を、定量的な活動指標として示すことはできない。	活動実績 (当初見込み)		-	-	-	-
				-	-	-	-
単位当たりコスト	—		算出根拠	—			
平成23・24年度予算内訳	費目	23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由			
	医療費	3,313	3,389	自然増			
	計	3313	3389				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	特記事項
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	-	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途、費目・	-	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	-	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	-	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	-	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	-	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	-	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	○ 各点検項目による評価も概ね妥当であり、引き続き、適正な執行に努めてまいりたい。		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	<p>本事業は、母子保健法に基づく必要な事業であることから見直しの余地はなく、引き続き事業内容及び予算規模を維持すべきである。</p>		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
-			
補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			

厚生労働省
3,178百万円

〔 交付申請書の内容審査、交付決定 〕

【補助】

A 各自治体

〔 都道府県
指定都市
中核市
保健所設置市
特別区
(136カ所) 〕

〔 未熟児養育事業の実施 〕

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位: 百万円)

A.埼玉県			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
扶助費	養育医療の給付	156			
計		156	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロッ
 クごとに最大の
 金額が支出され
 ている者につい
 て記載する。費
 目と使途の双方
 で実情が分かる
 ように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	埼玉県	養育の困難な未熟児に対し、必要な医療の給付に要する経費を補助すること。	156		
2	大阪府	同上	108		
3	横浜市	同上	105		
4	千葉県	同上	112		
5	愛知県	同上	77		
6	大阪市	同上	77		
7	東京都	同上	76		
8	福岡県	同上	72		
9	茨城県	同上	62		
10	京都市	同上	62		